

申請
【1月～3月】

- 【申請書の提出】
- ・ 地域協議会の設立
 - ・ 申請書類一式を記入・作成の上、観光庁HP申請フォームに提出

選定結果通知 【3月】

オリエンテーション参加
【4月】

- 【オリエンテーション参加・担当する制作会社とのマッチング】
- ・ **オリエンテーションに参加(3月下旬～4月頃に案内予定)**
 - ・ 今後の詳しいスケジュールや提出物、業務フロー等の事業説明を受講

事前ミーティング
【5月～6月】

- 【事前ミーティング】
- ・ **地域協議会と担当制作会社が取材前のミーティング**を実施
 - ・ **整備対象や事業計画について確認・見直し**を行い、方針を決定する
 - ・ 取材日の決定

現地取材
【6～8月頃】

- 【現地取材】
- ・ 専門人材(解説文作成者等)とともに、解説文整備を行う予定の観光資源を現地取材
 - ・ 取材結果を踏まえ、外国人にとって必要とされる整備対象の精査を行い、整備対象一覧(作成する解説文)を確定

解説文作成・ファクトチェック等
【7～10月頃】

- 【解説文作成・ファクトチェック等】
- ・ 専門人材(解説文作成者等)が作成した解説文に事実誤認がないか、**地域協議会及び地域協議会が推薦する内容**
監修者が解説文のチェックを行う(英語解説文及びその解説文の日本語訳において確認を行う)
 - ・ スタイルチェッカーによるスタイルチェック等

分かりやすい多言語解説整備推進委員会部会にて解説文の承認(一部地域)

修正・納品
【10～1月頃】

- 【修正・納品】
- ・ 推進委員会にて出た意見を修正反映
 - ・ 地域に解説文を納品

媒体整備

- 【媒体整備】
- ・ 納品した解説文を利用して媒体整備を実施